

第一回 参議院治安及び地方制度・司法連合委員会會議録第六号

(五三三)

付託事件

○警察法案(内閣送付)

昭和二十二年十一月二十一日(金曜日)
午後二時十九分開会

本日の會議に付した事件

○警察法案

○委員長(吉川末次郎君) これより連合委員会を開催することにいたします。昨日までは警察法案の第一章第二節第十九條までの政府側の説明を聴きまして、それに対する質疑を先般來続行しておりました。今日も引き続き十九條までの政府側の説明を対象といたしましての御質疑を御開陳を願いたいと思存じます。

○羽生三七君 第五條の國家公安委員の選任の場合の問題であります。その第二番目に禁錮以上の刑に処せられた者が資格することになっております。これでいきますと、禁錮以上の刑に処せられた者は、少くとも日本における新憲法施行以前においては、場合を考へますと、大体政治犯が大多数であります。或いは民主主義運動をや

り、或いは自由主義者であつた人たちが禁錮以上の刑に処せられておる者が大分ありますが、その人たちが公安委員に選任される資格を失つて、而もここには罰金刑などの規定がありませんから、逆に悪質なる犯罪を犯して、罰金等に処せられた人間、いわゆるボス的な人間が何ら資格の制限を受けておらない、こういう馬鹿げた結果になるのであります。これはどういふことか

あります。お尋ねしたいと思存します。

○説明員(上原誠一郎君) これは國家公務員法から大体持つて來た規定でございます。その精神に則つておりますが、この政治犯につきましては、終戦後の恩赦等によりまして大体消えておると思存します。今度新しい刑法の改正によりまして、一定の期間が経過すると刑が消滅することになっております。勿論その人々には適用がないわけでございます。罰金以上の刑で悪質の者を除いて、禁錮以上の政治犯だけ該當せしめるという御意見でございますが、これは全般を含んでおりまして、政治犯は大体抜けておりますから關係ないかと思存します。抜けおると申しますか、もうすでに消滅しておるのが大部分でございます。その外に禁錮以上の重い刑にだけあります。罰金刑で特に悪質の者がございせんので、一應禁錮以上と書いたものでございします。

○羽生三七君 そうすると、終戦後恩赦その他によつて政治犯の大部分は実質上刑が消滅しておると解釈してよろしいと思存しますか。

○説明員(上原誠一郎君) そうでございます。

○前之園喜一郎君 ちよつと政務次官にお尋ねしたいのですが、この警察職員と他の官廳との人事の交流の問題であります。これは無論適正にやればできるものであらうと思存しますが、最近私

共考えておりますことは、この檢察補佐官として、警察の署長級或いは課長級というふうな最も優秀な人たちが、大量的に檢察廳にやられるというふうなことがあるようであります。前檢察というふうな資格のある者はその方に取られる虞れがあるのではないかと。この制度が良いか悪いかというところは意見は持つておりますが、とにかく警察の者は優秀な署長、課長というものが、一辺に十人も十五人も人事の交流によつて他の官廳に取られるのではないかと。警察事務を弱体化するものではないかというふうな感じが強いのであります。これらの点について警察法ではどういふふうな取扱ひになるものであるか。何か特にそういう問題に対してお考えがあるかというところをお尋ねしたいと思存します。

○政府委員(長野長廣君) 新しく警察制度並びに一方檢察廳制度等がございまして、両者はそれ／＼独自性を持つたものがございするものであつて、事實上相互の交流というところは困難ではないかと思存します。そういう見込みになつております。と同時にこれは少し私個人の見解になるかも知れませんが、將來の警察官の任用ということについては、或る程度まで從來よりも一層常識的といひます。世間のことによく表裏相通じておる人とか、或いはこれと同時に一般の公衆の信頼、人望のあるような人とか、こういう者が適正に警察行政の要路に立つということも考えなければならぬのぢやないか、そうし

て從來の警察官が比較的官僚にかたまり過ぎておるといふ感じの強かつたことを調和するということも非常に必要ではないかと思存します。つまり両者それぞれ大体において独自のものでもありますが、相互の交流等について非常な心配をする必要はないのではないかと、かように考えておる次第であります。

○委員長(吉川末次郎君) よろしくございします。

○小野哲君 先程羽生委員から御質問がございましたことに關聯いたしておりますが、この法律案の第五條の第三項の第三号であります。これは國家公務員法にも同じような規定がありまして、「官職に就く能力を有しない」、言ひ換えれば欠格條項として定まつておるのであります。この法律案におきましては委員になるための一つの欠格條項として挙げられておるのであります。この第三号につきましては、一方は直接國家公務員という意味での欠格條項であります。この國家公安委員も同じく國家公務員法の必要な規定を準用いたされておりますことは、この法律案の第六條で明らかになつております。が、只今私が申しました第五條第三項第三号の規定がどういふふうな趣旨を持つておるか。この点に關する政府の御見解を明らかにいたして置きたいと思存します。

場合に、人事官、今度は人事院であります。非常に特別な任務を持ちますために、そんなことがあつてはいけないうふうな虞れから來ておりました。詳しい意向は存じておりません。後刻調べまして御答弁いたしたいと思存します。

○小野哲君 それでは後刻御答弁願います。

○委員長(吉川末次郎君) 他に御質疑ございませんか。

○阿竹齋次郎君 昨日と今日と當局が違つたので、ちよつと質問いたしたいと思存しますが、警察法案第五條の第三項の第三号をすつと読んで見ますと、終いの方の「暴力で破壊することを主張する政党その他の團體を結成」とある、この「結成」ということは、「結成又はこれに加入した」と、私共はこう考へておるのであります。憲法では結成の自由を認められておるのであります。その結成がどうなつておるかというところは政党内で解決すべきものであつて、決して外部からこれを制限を加へるものではないと考へておるのであります。それをここでは制限を加えておる。それに対してどういふわけですか、御答弁がないからお尋ねしたい。昨日の御答弁中に、第七條に委員の任期は五年というところがあります。その五年は長過ぎるというところに対して、當局は一年、二年、三年と順々に替へて行くのだからいいぢやないか、ただそれは初めの任期だけであつて、

原則は五年である。その五年の原則は長いというので、それは三年くらいがいいのじやないかというのを質問するのです。

それからもう一つ昨日の答弁に対し

尙質問して置きます。昨日は第十四條におきまして「國家地方警察本部に警察大学校を附置する」と書いてある、それは結構なことではようけれども、社会と掛け離れやしないか、何とか特殊な観念に因われて、例えば官立大学を出なければ官吏になれないという、あるいは師範学校に行くと、学校の先生たちは社会人と掛け離れてしまふ、何だか特定のなものになつて来る嫌いがあるではないか。それよりも第十九條をみますと「各警察管理本部に管区警察学校を附置する」ということとが、縣廳ごとに置く、これが実務的ではないかと思ひます。政府の意見は學者を作るつもりなのですか。私共の聞くところは、警察官吏なるものは、國民生活の現実を認識した人間が欲しいと思ふ。それから特殊の訓練は任官してからでも結構じやないかと思ふ。

それから昨日の答弁の中で、第十五條に「國家公務員法の規定に基き、國家地方警察本部長官がこれを任命し」と書いてある、そこで私はこう聞いた、憲法第十五條では「公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する」と書いてある、当局は今後公務員法で認めたやつていいではないかというのであるが、私は今後公務員法でこういう特例を開かれてはいけない、そういうことを何とかして置かんと癖になる、そして段々憲法と離れる、だから成るべく憲法と離れないようにしたいというので、原則は憲法によつて、公務員は「成年者による普通選挙を保障する」というこの原則を行つたらいいでしようがという問ひなのです。

○説明員(上原誠一郎君) 第一点は五條の問題でございますが、これは結成を制限したのでございせん。この規定で結成を制限したものでないものでありまして、結成した者を公務員から排除するというので、結成の制限をしたものでないと考えております。

第二点は任期は五年じや長いじやないかという御意見であります、御尤もな意見であります。これは三年なり五年なり適當に決めていいと思ひますけれども、國家公務員の方は日本の治安の全責任を負ふものでありまして、相當重大な責任がございまして、立派な人を選んで頂いて、その人が十分落ち付いて國家の治安の保持に任ずるようになしたい。それには長い方が安定してよろうというところで、市町村の方は三年といたしました、この方は五年といたしましたのだからと考えております。

それから第三点の警察大学の問題でございますが、これは勿論警察大学に初めから入れまして、そこから警察官を仕上げるというのではない、現在ある警察官の中で、すでに相當な教育を了えて、ある程度常識のある者、教養のある者を更に学校に入れて、警察の専門知識を十分に検討研究させる。あるいは警察の指揮者として、上官としての教養を授けるという趣旨で作るのであります、特にこれを終えたから特別な資格を持つとか、あるいはこれをこななければ警察官になれないという

ような観念でもありませんし、これが官立だから特にどういふこともないと思ひます。従つて特にこれを官制的だといふようなことは私共は、考えておらんのであります。尙任官してから訓練してもいいじやないかという御意見であつたように聞いておりますが、勿論そういう者もあるでございまして、最初から新任者を入れる場合もありますけれども、大体は現在おります警察官のうち優秀な者、將來最高幹部になるべき者を選抜しましてこゝへ入れます、特別な訓練をして、数年を経まして、更に又任に就かせるという趣旨だと解しております。

○前之團喜一郎君 第五條の第三項にありますが、委員の任命について、衆議院が同意して參議院が同意しない場合においては、日本國憲法第六十七條第七條第二項の場合の例により、衆議院の同意を以て兩議院の同意とする、こういうふうになつておるようです、これはやはり憲法第六十七條の第二項の手續を踏んでどういふふうな決めるという意味になるわけですが、あるいは又參議院が同意しない場合には直ちに衆議院の同意による、こういうことになるのですか、どうですか。

○説明員(上原誠一郎君) 今の御質問は當然この六十七條の趣旨によりまして、この手續によるものと考えております。

○前之團喜一郎君 この手續によるといふのですか、この通りの手續によらなければならぬといふのですか。

○説明員(上原誠一郎君) そうです。

○阿竹齋次郎君 たゞ／＼ですが、第十五條の「國家公務員法の規定に基き」といふことについて御説明を願ひま

す。くどくなつて済まんが、簡單でよろしうございませう。

○説明員(上原誠一郎君) ちよつと質問の御趣旨がはつきりしなかつたのですが、もう一度……。

○阿竹齋次郎君 第十五條の「國家公務員法に基き、國家地方警察本部長官がこれを任命し」と出ておる。私の方は憲法の第十五條では「公務員の選挙については成年者による普通選挙を保障する」と書いてあるもので、これからいふと筋が違つて來やせんか、公務員法の規定に基いて行けば憲法に遠ざかつて行く、こういうのです。だから公務員は原則の憲法に従うように條文を改める考えはないかといふのです。

○説明員(上原誠一郎君) この憲法第十五條の三項の趣旨は、公務員の選挙の場合には成年者の選挙によるという趣旨だと思ひます。この場合は選挙という意味じやないと思ふのです。従つて公務員法は選挙によるとか選挙によるとか公務員法にいう／＼あると思ひます。その場合におきまして公務員法の規定によつてやるように考えられております。

○阿竹齋次郎君 私は意見を異にしますが、只今は控えますが、そこで尙再質問したくなる。くどくなつて恐縮ですが、第五條の方で「結成」といふことをいわれましたが、この結成が問題になる。新憲法の第十六條においては人權のことがすでに定められておる。新憲法にはいかなる場合と雖も人權の束縛を受けない。その原則に背くじやないか、こういう意味なんです。○説明員(上原誠一郎君) この件につきましては先程小野委員からの御質問

にお答えしましたように、よく経緯を存じておりませんから、もう一度確めてからお答えいたします。

○委員長(吉川末次郎君) 他に御質疑がなければ次の條章の説明に移りたいと思ひます。

○岡田喜久治君 速記を止めて下さ

○委員長(吉川末次郎君) 速記を止めます。

〔速記中止〕

○委員長(吉川末次郎君) 速記を始め

て。伊藤司法委員長

○伊藤修君 どうか御質問があつた

かも存じませんが、第五條の二号で

か、「禁錮以上の刑に処せられた者」、

こうあるのですが、新しい刑法によ

りますと、十年経過いたしました

ば、その言渡しの効力を失つてしま

つて、判決の言渡しなかりしこと

なのですが、その場合におきまして

さうな事実のあつた者を含むのです

か。さうな場合は新刑法によりまし

て、判決の言渡しなかりしことにな

つた。この場合に入らないのかとい

ふと、それから禁錮以上ということ

がありまして第五條の二項ですが、この規定から見ますと、全く参議院の同意を要しないということと同様であつて、この規定を設ける必要がないことになるのです。初めから衆議院の同意のみでよろしいと、この規定すべきものじやないかと思ひますが、少くも國會の同意を要する以上は、二院の同意を得なければならぬ。憲法のこの條章は、御承知の通り時の總理大臣を任命することに付き、兩院の意思が分れた場合において、政治の中枢をなすところの總理大臣の任命が遅れるということを感じて、便宜上設けられた規定を、この規定をしようとした案、又その他の法案におきまして、この規定を再三利用されるということになりまして、全く参議院の價值というものは無視されることになりはしないか、惡例を残すことになると思ふのですが、その辺のところの政府の所見はつきりお伺ひして見たいと思ひます。

部分、恐らく全部だと思ひますが、よく存じておりませんが、政治犯は全部あれで以て決めておる筈でございますから、その問題は解消したと存じております。

第三点の参議院の同意の問題でございますが、これは確かに御尤もな御意見でございますけれども、この公安委員の任命という事項はやはり總理大臣の指名のように、いつまでも決まらないうでおります、非常に治安の上から困難な場合、或いは不安な場合が起ることを慮りまして、このような場合にはやはり總理大臣の指名に倣ひまして、この方いいのじやないかと、御意見も御尤もだと思ひますが、もう一度研究いたしまして又お答えいたします。

○伊藤修君 只今の政府の御答弁、第五條の三項については不満足でありますから、それだけ表明して留保して置きます。

○前之園喜一郎君 今伊藤司法委員長から御質問のあつた点について、私は政務次官の御答弁をお願いしたいと思ひます。これはやはり憲法第五十九條の第二項によつて行くのがいいのじやないか。時間を要すると治安の上に不安な場合が起るかも知れないということ懸念して、第六十七條の第二項によつたのだという御説明でありますけれども、どうも私もやはりその御説明には納得ができませんのであります。これはやはり兩院の性格を重んずる。特に参議院というものの在り方を尊重するといふ意味からいつても、やはり五十九條の第二項で行くということが最も正しいのじやないかという氣持がいた

し。政務次官の御意見を承りたいと思ひます。

○政府委員(長野廣君) 本問題につきましては、御意見非常に御尤もな点があると思ひます。現に本案を審議する場合におきまして、同様の意見が出ましたので、先程説明員の申上げましたような事情も参酌しまして、かように取決めておる次第であります。が、御熱心な御意見御尤もな点もあると思ひますから、尙十分検討いたしまして、いづれ大臣の方からその結果をお答えすることになります。

○委員長(吉川末次郎君) 他に御質疑がなければ、次の説明に移ります。それは第三節、この第二十條以下第二十六條までの政府側の説明を求めます。

○説明員(上原誠一郎君) 企画課長が衆議院の方に参つておりますので、私代理して申上げますが、前の経緯を存じませんので、よく納得が行きますかどうか、一應御説明申上げます。

第二十條は、都道府縣知事の所轄の下に公安委員会を置く規定でございます。この所轄と申しますのは前にもありましたように、第四條にありまして、同様の意味で各都道府縣知事の所轄の下に、都道府縣公安委員会を置くという趣旨でございます。この委員会は都道府縣國家地方警察の運営管理を行うことになつております。この運営管理というものは、第二條に申します運営管理でありまして、結局都道府縣公安委員会は、警察の実務の執行に關して根本的なコントロールを行うという趣旨に解しております。で、この「所轄」といふのは、前の總理大臣の場合におきましては、予算

とか。人事とかその他の事項を持つたわけでございまして。都道府縣におきましては、都道府縣の警察といふものは、國家地方警察でありまして、その分は管理といたしましては、國家がこれを担当するわけでございまして、都道府縣の知事の所轄といふ考えはありまされども、予算とか人事とかいふ権限はないのでありまして、もう少し廣い意味で、總括的に都道府縣の公安委員会を管理するといふ趣旨であります。従つて具体的には、公安委員会委員の選任ということだけが、都道府縣知事の任務になるわけでありまして、具體的な警察の執行に當りましては、府縣知事は公安委員会を指揮し、監督するといふ権限はないのであります。ただ公安委員会の選任が完全でなかつた、十分でなかつたという程度の監督はできると解しております。

第二十一條は、この公安委員会の組織の規定でございます。この公安委員会は、三名の委員を以て組織いたします。この公安委員は、都道府縣の議会の議員の被選挙権を有する者で、次のような要件を具備するといふように書いてあります。その要件といふのは、前の第五條の第二項にありますが、前のような資格でありまして、官公廳の職業公務員等の前歴のない者といふうになつております。この内容につきましては、前の五條の場合と同様でありまして、説明を省略させて頂きます。で、この資格を持つておる者の中から、都道府縣知事が、都道府縣の議会の同意を経てこれを任命するのであります。これがその資格、條件であります。次にこれに対するかく／＼の條件を挙げておまして、一号、二号、三号、これも大体前の五條の規定と同様でありまして、説明は省略させて頂きます。ただ第一号は、禁治産者、禁治産者を前の五條には挙げておりましたが、この第二十一條にはそれを挙げておりません。その理由は、この都道府縣の場合におきましては、被選挙権の問題にしておりまして、被選挙権のある者を条件にしておりますから、この禁治産者、準禁治産者は被選挙権がございせんので、この第二十一條におきましては、第一号からそれを除いて、破産者だけを挙げたわけでありまして、末項の「委員の任命については、その中二人以上」云々という規定は、前の第五條の趣旨と同様でございます。で、五名が三名になりました關係上、この中に特に書いてあるわけでありまして。

第二十二條は、委員の兼職禁止に關する規定であります。都道府縣の公安委員は、國家公安委員会の委員と少し性格を変えておまして、國家公安委員会の委員は事務の職であります。その職だけに専念するといふ趣旨に書いてあります。都道府縣の場合におきましては、それは書いておらないのであります。で、この前千葉に行きました場合にも説明がありまして、一週間に一回、二回、数回の任務をすればよいといふうに考えております。従つてこれはその次の第二項の方の規定と若干矛盾ができるのでありまして、その点は私共もこの規定が若干不備であつたといふことを感じております。内容は前の五條、六條にはなかつたのであります。が、その趣旨は、都道府縣その他の議会の議員を兼ねることができない、或いは政党的役員になることが

できない。結局これは成るべく政治的な色彩から遠ざけるという趣旨でありまして、これ／＼の議会の議員になりまして、或いは政党の役員になりまして、必らず政党色が強くなつて、公安委員会が一党に偏する虞れがあり、或いはその外的政治的な動きに左右される嫌いがあるというふうなことで、議会の議員、政治的団体の役員は除いたわけでありまして、それから有給吏員を除きました理由は、有給吏員は行政のエキスパートでありまして、これが又この委員になりまして治安の方の責任を負います場合には、行政の方の専門家がこの警察の運営をコントロールする、或いはこれを非常に大きく支配する可能性が生じまして、公安委員を民間から選ぶという趣旨に反します。この有給吏員は除いたわけでありまして、尚この有給吏員の兼任を禁じております一つの理由は、前歴がないのでありまして、同じ兼務でも同様の趣旨から兼ねることを禁じておるわけでありまして、第二項の服務に関する規定であります。これは國家公務員法第三章第七節に書いてありますように、いろいろ／＼な服務に関する規定はそのまま準用したわけでありまして、併しながら先程申しましたように、これは事務の職ではないと書いておりますので、その点或いはこの條文では困難かと思ひますが、一應その他の事項につきましては、この國家公務員法の精神によつてやつた方がよいと存じましてこのように書いたわけでありまして、

第二十三條は前の第七條に對應する規定でありまして、この場合は任期を

三年にしたわけでありまして。これは先程の質問にありましたように何年にするかというところは若干議論があるのではありません。余り長過ぎてても工合が悪い、短かくても工合が悪いというので、三年と一應決めたわけでありまして、

それから第二十四條であります。これは退職に関する規定でありまして、第一号はこれ／＼の要件に該當する場合に當然退職するといふのでありまして、これは自明の理であらうと思ふのであります。第二号の「当該都道府縣の議会の議員の被選舉権を有する者でなくなつた場合」といふ規定は、この被選舉権を失います場合は、例えば戸籍を失ふとか、或いは住居を變えるといふような要件でありまして、この場合には、この公安委員会の委員としては不適当であらうという考えで、以てこれを規定したわけでありまして。尚この二号は少し問題があるのでありまして、附則の十五條に自治法の二十一條の改正を擧げておりますが、これによりましてこの公安委員会の委員になつた場合は被選舉権を失うのであります。といひますのは、これは警察官などと同樣に治安のために任ずるのであります。それが被選舉権を持つております場合は、いろいろ／＼な支障を生ずる点があるといふ關係上、自治法の二十一條を改正しまして、公安委員になつた場合は警察官と同様に被選舉権を失ふようにしたのであります。それとこの二号とは若干矛盾を生ずるわけでありまして、この二号の趣旨はその他の理由によつて選舉権を失つた場合といふふうに解しておるわけであり

第二十四條のその他の規定は大体前の八條の規定と同様でありますから、御説明を要しないだらうと存じます。

第二十五條は報酬に関する規定であります。この都道府縣公安委員会の委員は、先程申し上げましたように事務の職ではないのであります。その市町村の町民の中の最も信頼のある、最も人格の高潔な民間として非常に高邁な識見を持つておられる方々をお願いしまして、全般的な管理に當つて貰うといふ趣旨でありますから、成るべくいろいろな方面の人をお願ひしたわけでありまして、從つてこれを事務の職にしますと、自分の仕事を辞めてこれに當らなければならぬといふことになりまして、

で、それでは人を選ぶのに困難であらうといふ趣旨から、例へばお医者さんであるか、或いは学校の先生でありますとかいふふうないろいろ／＼な方々からやつて貰う趣旨で以つて事務としなかつたのであります。又附則におきましては、特に毎日出て頂く程のことではないであらうといふことで、一週に二三回ずつ出で貰えばいいといふことで、こゝういふふうにした次第であります。報酬に關しましては、前の第九條のような規定を特に設けませう、すべてこれを各自治團體に委せたのであります。

それから第二十六條であります。これは委員会の運営に関する規定であります。委員に委員長を置き、委員の互選によつてこれを定めまして、この委員会の運営をするといふ規定であります。これは第十條と同じ趣旨から出たのであります。特に御説明を要しないと思ひます。

で、この二十條から二十六條までの規定が後の市町村の場合に大体準用されてゐるのであります。又この規定は殆んど國家公安委員会の方の規定の準用といひます。或いはそれに矛盾する部分とか、或いはそのまま準用できないものだけを特に規定しておるものであります。大体前の國家公安委員会の趣旨と同様でありまして、前に詳しく御説明があつたと思ひますから、これだけにいたして置きます。

○委員長(吉川末次郎君) 尙引続きまして第四節を一括して説明を求めるところにいたします。第二十七條より第三十九條まで、政府側の説明を要求します。

○羽生三七君 ちよつと議事進行について……これは説めば大体分るのでから、特に疑問のあるといふようなところを説明して頂いて、もうちよつとスピードを出してはどうですか。

○委員長(吉川末次郎君) では、できるだけスピードを出して早くやつて下さい。

○説明員(上原誠一郎君) 第二十七條は都道府縣國家地方警察が、その都道府縣の区域内で第二條第二項の運営管理の事務を行うといふ趣旨であります。この都道府縣の区域内には、勿論自治體警察の管轄に屬する区域を除く趣旨であります。

第二十八條はその本部の規定であります。本部並びにその下部機構の規定でありまして、各府縣に一つの本部を置くといふことになつております。具體的には現在あります警察部をそのまま利用しまして、縣廳の中にその本部を置くことにならうかと思ふのであります。尚その性格は勿論從來の本部とは大分違ひますし、又府縣の各部とは

全然違ふものであります。便宜上現在の府縣廳所在地、成るべくは今の縣廳のところにその本部を置くことにならうかと思ふのであります。尙北海道は地域の構成等特別な事情から特に本部を十四以内にするといふのであります。これは實際の運用上は或いは一つ二つ三つといふふうな数に減ると思ひます。まだその機構は決まつてないやうであります。第二項は警察署があるものであります。それ以下の三項を規定しております。三項には國家地方警察がこれを定めるといふふうにしてありますが、これは當然國家公安委員会の訓令等によつて行はるべきであらうと思ひます。

第二十九條は支所の規定であります。これは新らしくできた規定であります。が、この支所を作り出した理由は、今度は府縣の中におきましては市町村等の大きな所には、全部自治體警察を置きまして、その部分につきましては國家警察の権限が及ばないわけでありまして、併しながら自治體の中におきまして、國家警察に關係する事項が起きて来る虞れがある、或いはその連絡が必要である、或いは又國家地方警察の管理すべき通信施設の主要な部分が、その自治體警察の区域内にあるといふことを考えまして、それを維持管理し、又連絡をとるために、特こういふものを設けたのであります。

第三十條は都道府縣國家地方警察本部の長の規定であります。これは今は警察部長と申しておりますが、將來は警察長といふことで、都道府縣國家地方警察の長として全般の指揮に當るわ

けであります。これは國家公務員法の規定によつて、管区本部長が國家地方警察本部長官の同意を経てこれを任命するということになっております。これは都道府縣内の警察事務を責任を以てやる管区本部長が、中央の長官の同意を経て任命するといふ、府縣長官と同様でありますから省略いたします。

第三十一條はこの警察長の職務に関する規定であります。この警察長は國家の官吏でありますから、勿論國家の中央の指揮を受けるわけであり、併しながら都道府縣公安委員會の運営管理に關しましては、この法律の原則によりまして、成るべく民主的にやらうといふ趣旨から、都道府縣の經營管理権がありまして、従つてこの都道府縣の警察長は行政管理に對しては管区本部長の命令を受け、且つ公安委員會の命令を受けるといふ、何といひますか、二人の主人に仕えるということになるわけでありまして。

第三十二條は警察通信に関する規定であります。これは國家公安委員會も通信施設を管理するのであります。が、都道府縣内の通信施設は、その府縣内の警察長が責任を以て管理するわけであります。

第三十三條は本部の部課の規定。第三十四條は學校の規定であります。これは現在も各府縣ごとに警察學校、警察練習所がござりますが、それを今度警察學校と名前を呼び変へまして、新しい機構によつて教育をするわけでありまして。都道府縣警察學校は、國家地方警察の新任の警察官、現任の警察職員と、依頼のあつたときは自治體警察の新任及び現任の警察職員の教養訓練をするわけでありまして。恐

らく市町村の方の關係では、いろいろな關係で、殆んど大部分は、その都道府縣の施設に委託をして、ここで一緒に教育して貰うということになるかと思ひます。

第三十五條は職員に関する規定であります。これは從來の警察官がそのまゝ代るのでありますから、從來の名称とか階級とか、或いはその命令の關係をそのまま適用するわけでありまして、それをここに規定したわけでありまして。

第三十六條は職員の任免等に関する規定であります。この職員の任免は、この法律の根本の方針によりまして、國家公務員法の規定によりまして、警察長がこれを任免するということになつております。警察長は管区本部長が任免いたし、各自自分の部下を任免するということになるわけでありまして。尚この第一項の但書に「但し、基礎的な警察訓練の過程を経ない者は、これを國家地方警察の勤務につけることができない。」と言つておりますが、これは現在在原則として警察練習所に入れます。そこで六ヶ月程度の教育をしましてから、警察の勤務に就けておりますが、將來もその趣旨によりまして、或る程度教育を経た者を警察の勤務に就けようといふ趣旨であります。これは當然の規定だと思ひます。

第二項の宣誓、教育訓練、礼式及び制服等の規定であります。これは國家公務員法にこういふ規定がございませぬ。宣誓に關してはございませぬが、教育訓練や礼式につきましては、規定がございませぬので、警察官につきましては、これが非常に重大な意味を持ちますから、特にこのことにつき

ましては、警察官だけ嚴重に規定する必要がある。國家公安委員會がこれを決めることにしたわけがございします。尚具體的な事項は、今やつております事項そのまゝ、或いはそれを新らしい憲法の趣旨に即うように改めまして適用する考えでおります。

第三十七條は、警察署長の規定であります。これは現在も警視又は警部を以て署長に當てておりますので、大体それをそのまま適用いたしまして、そのように規定したわけでありまして。

第三十八條は支所長の規定であります。支所長は、さつき申上げましたように、通信施設の維持、管理、連絡に當りますので、特にそう大きなところもないだらうといふ趣旨から、警部補又は警部といふふうにしたわけでありまして。

第三十九條はその他の機關及び職員の細目の事項であります。またその他にいろいろ細かい事項があると思ひますので、それらにつきましては、國家公安委員會がこれを規定するといふふうにて考へてゐるわけでありまして。大体以上の通りであります。

○委員長(吉川末次郎君) 只今まで當局が説明いたしましたところ、即ち第三節第二十條より第四節の終り即ち第三十九條までの説明に對しまして、御質疑がある方は御開陳を願ひます。

○鈴木直人君 第一は、二十二條の委員の兼職ですけれども、都道府縣の議員を兼ねることではないかといふことはそれではないと思ひますが、市町村の議會の議員までも兼ねることができないといふことにした理由を一つお聞きしたい。都道府縣の公安委員であるから、都道府縣の議員だけでいいのじや

ないか、市町村の議員まで兼ねなくてもいいのじやないかといふふうにも考へられますけれども、理由を一つお聞きしたい。

それから二十八條ですが「警察区の区域並びに警察署の位置、名称及び管轄区域は、國家地方警察がこれを定め、之となつておりますが、只今の御説明では國家公安委員會において定める」と、こういうことでありましたが、これは國家公安委員會の事務局である國家地方警察本部長が命を以て定めることになりまして、或いは公安委員會としてこれを定めることになりまして、それをお聞きしたいと思ひます。

それから二十九條に「市町村警察」といふ言葉があるのでありますが、これは自治體警察といふ意味だと思ひますが、第三章の自治體警察といふところに關聯をするけれども、自治體警察といふ名前を使つたり、市町村警察といふ名前を使つたり、同じようなことだと思ひますが、どういふ意味で、こういうふうにして自治體警察と言ひながら市町村警察といふ名前を別途に使つてあるのかといふ点をお聞きしたいと思ひます。

向この前に、どこかに市町村といふ名前がありました。これは全市町村といふ意味であつて、自治體警察の置かれる市町村ではないといふふうにと考へておりましたが、その点をはずりして頂きたいと思ひます。即ち市町村といふ言葉がいろいろの意味に、全國の市町村といふ意味に使われたり、或いは自治體警察を置くところの市町村に限つておるように使われたりしておるところがありますので、その点をはず

つきりして頂きたいと思ひます。これは二十二條です。

それから三十五條ですが、都道府縣國家地方警察に對する職員、警察官の名前がそこに載せてあります。これは國家公務員法によるところの名前と違ふと思ひますが、これは警察官に限つて、例えば地方事務官と警視或いは警部といふものを兼務するやうなものになるのか、或いは警察官に限つて國家公務員法に基くところの名前を捨てて、これのみを使うようになるのか、その点をはつきりして頂きたいと思ひます。

○説明員(鈴木幹雄君) 只今の御質疑に對しましてお答えいたしたいと思ひます。

最初に、第二十二條の「特別区若しくは市町村の議會の議員」との問題でございまして、他の法令におきましては、都道府縣の議會の議員の兼職だけを禁じておる例もありませんが、警察に關する限りにおきましては、政治的な色彩を帯びることを成るべく避けたいと、かような趣旨からいたしまして、都道府縣の議會の議員に止まりませぬ、市町村の議會の議員にまでこれを及ぼす、かようなことにいたしましたやうな次第であります。

向これに關聯しまして、同條の市町村の意味であります。この市町村は全國の行政地區たる市町村を指しておるものであります。警察法によりまして自治體警察があり、市町村のみに限つておる、その他の市町村のものも含んでおる、かような意味に御解釈を願ひたいと思ひます。

次に二十八條の「警察区の区域並びに警察署の位置、名称及び管轄区域

は、國家地方警察がこれを定める。」というこの國家地方警察の意味でございしますが、これは國家地方警察といたしますと、公安委員会と、その下に事務的機構として設置せられます國家地方警察本部、このものを一体として観念した場合に、國家地方警察という意味でこれを使つておるのであります。従いまして、こういうような警察区の区域等のことを定めまするには國家公安委員会がこれを定める、かような意味になるのであります。勿論事務的に処理をいたしますのは、國家地方警察本部がこれに当ることは当然であります。

で、これを以て身分を現わすというようにしたい、かように考えておる次第であります。

○前之園喜一郎君 二十二條のところでありますが、後の方に「又は政党その他の政治的團體の役員となることができない。」この普通に役員ということの中には政党の顧問であるとか、あるいは相談役であるとかいうような者は入らないというのが常識のように考えられるのでありますか、御見解はどうなんでしょうか。私共の考えから申しますと、この政党なるものの顧問であるとか、相談役というような者は、その党のあるいはその土地の長老である。仕事はしないが、実勢力はあるいは支部長、幹事長というようなものよりも顧問であり相談役である人の方が強いという場合が往々にしてあるように考えられます。私共この公安委員会において最も心配いたしますのは、これが政党的色彩を持つようになり、往年の警察官が恰かも政党の番犬であり手先であるというような状態になる慮れがないか、これを非常に心配するのであります。従つてこの役員を除くという、あるいは縣会、市町村会議員を除くというようなことは私共最も当然のことと思いますが、單に役員というのではなく、もう少し廣く有力者をこの中に網羅することがいいのではないか、かように考えます。この役員の範圍というものについて御説明をお願い申し上げます。

それから第二十六條でありますが、これは恐らくどなたか御質問になつておるかと思ひます。これだけでは私は委員長の選任ができない場合があるのではないか、三人の中に一人欠席する

とか、あるいは欠員があるとかいうような場合に二人で選任するとかいうようなことになる、実際に選任する委員長の選任が難しいとか、これは非常にいろいろな問題でございますが、いろいろな関係において、地方などにおいては公安委員会というものは大きな存在になるだろうと考えるのであります。従つてその委員長を希望する者が委員の中に必ず一人じやない、全部が委員長を希望するようなことになるかも知れんので、そういうような場合にどういふような処置をとられるのか。どういふ御見解を持っておるか。二十六條だけでは委員長の選任ができない場合が往々あるのではないかと、思ひますのでお尋ねいたします。

○説明員（鈴木幹雄君） 第三十二條の關係の「政治的團體の役員となること」ができない。」の役員の意味であります。が、これは実は政党法ができませんれば、その中に法律の明定を以ちましておのずから明らかになると思います。只今のところでは勅令第百一号の關係におきまして解釈いたしておるのであります。が、お尋ねの相談役のような、いわゆる名譽的な地位につきましては、役員とは解しないと私は解釈いたしております。この書きました趣旨は政治的團體の執行機關を指すと只今のところ解釈いたしております。

二十六條の關係で、委員が二人で、一人欠員とかあるいは出て来ないときに、二人であつては委員長の互選ができないのではないかという御質問誠に御尤もでございます。併しながらこれにつきましては、委員長をどういうような方法によりまして互選をするかと

いうことは、この委員会にお任せをしたいという趣旨でありますし、尙お尋ねのごとく委員が二人だけというふうな場合には、強いて委員長の実質的にはないわけでありまして、二人の委員が意見が合わない事柄を實際に施すという事は、あるいは事実上不可能じやないかと思ひます。いづれにいたしましても、その場合に年上の者を充てるとあるいはどういう基準によつて二人の場合においてやるというふうなことは、方法といたしましては規定を致さない。又そういうような状態を予想しないというふうな建前から書きましたわけで、この方法なんかにつきましては、公安委員会の自主的な方法によつてお願いしたいと思ひます。かような趣旨でありますので、この法案の範圍内において委員自身としてお考えをお願いしたいという趣旨であります。

○前之園喜一郎君 三十二條の關係をもう一度申上げたいと思うのでありますが、政府当局におかれましても、私共と同じように顧問とか相談役というものがあるのではない、執行機關を指すのだという御意見のようであります。併し先程も申上げましたように、実勢力の上においては区々たる執行機關の一役員よりも、顧問、相談役等が非常に大きな勢力を持つてゐる。この規定からいうと一政党に属する三人の人、役員でない顧問、相談役というようないは三人の人を委員に選んでもちつとも差支ないようになつておるようであります。政党が勢力が伯仲しておる所は或いは案外問題が起らないかも知れない。ところが、一つの政党が大きな力を持つてゐる、知事がその政党に属し

ておるとか、又縣会等に或る政党が大多数を占めているような場合におきましては、殆んどその政党に独占せられれる虞れがあるのじやないか、これを私は非常に虞れるのである。往年の警察部長望が殆んど選挙の事務所のようになつて選挙を呈した。警官が手足となつて選挙に奔走したという事実を私共も実に痛いほど目撃いたしておりますので、公安委員会というものが政党化し、又殆んど全部同一政党員によつて占められれる虞れが私は多いと思う。やはりこれは相談後というような地位にある人ではないかと思ひます。重ねてお尋ねしたいと思ひます。

○説明員(鈴木幹雄君) 初めにお断りいたして置きますが、政党的團體の役員の中に顧問、相談役というのは入らない、執行機關を指すのだという一應の解釈をいたしておると申上げたのでありますが、これは最終的の解決ではありませんのでありまして、まだ折衝をする余地がありますので、速かに決定を見たいと思つておりますが、今我々の考えといたしましては、一應さように考えておることを御了承願いたいと思ひます。

更に同一政党に所屬する者が委員として二名以上を占める、二人若くは三人ともそういうふうになつてしまふ心配があるじやないかというような御質問に拜承いたしました、さやうでありますか。

○前の園喜一郎君　そういうこともありますが、形式的には政党の黨員でないような場合も実質的にはやはり党の有力なるメンバーであるというようなことも考えられる。

○説明員(鈴木幹雄君) それは実は前條の末項にありますように、第二十一條の末項にありますように、「委員の任命については、その中二人以上が、同一政党に属する者となることとなつてはならない」という規定がございまして、固より顧問、相談役のような方はその政党に所属されることは明瞭であります。それで第二十一條末項の規定によりまして、同一政党から二人以上となることはできんのでありますから、一人しか出られない。こういう規定になりますのであります。只今お述べたのはないのじやないかと考えております。

○阿竹齋次郎君 簡単に伺ひして置きますが、第二十三條の「委員の任期は、三年とする」ということについて当局の只今の御説明では、いろいろ意見があつたが、一應三年としたということですが、一應ということに、ついで……

それから次に三十條は「都道府縣國家地方警察本部の長(以下都道府縣警察長と云ふ)……」と書いてありますが、これは私はこう聞きたい。素人ではいかんかというのを聞きたい。それから第三十七條において「警察署長は、警察又は警部を以てこれにあつては、と決めておる。素人ではなればならん」と決めておるが、私はこれも素人ではいけませんか、円満なる常識を持つた苦勞人を以て充てたらどうか。市町村の警部とか、役所の小さい所は素人でもよからう。犯罪捜査その他科学的知識が要りますから、これは素人では駄目だと思ひますが、一番上の最高の地位になるものは素人ではどうか

ということでもあります。

○説明員(上原誠一郎君) 第二十三條の三年といたしましたのは、いろいろ議論がありました結果、これが一番よからうという趣旨でござつたと思ひます。上げたのであります。ちよつと説明が不十分だつたかと思ひます。

第三十條の警察長の資格の問題であります。これは國家公安委員とか府縣の公安委員は司法全般の事項を管理するのでありますから、民間の有識な方で結構であります。警察署長は實際に犯罪の捜査を指揮したり、その外に具體的な事務の執行に當りますために、専門的な知識を要します。私共は専門家がよいのではないと思ひまして、こうしたのであります。向將來は職階制が行われますが、職階制が行われなかつた場合には、一般職について一番下から上つて來た人というところが根本の原則であります。當然警察の長は警察の下から上つた人、警察に経験を持つ人というようになるだらうと思ひます。従つて三十條、三十八條は、必ず警察の専門家がよいのではないかと考えておる次第であります。尙御意見の趣旨も御尤もと思ひますので検討いたしますが、今のところは警察の方は専門家がよいと考えております。

○阿竹齋次郎君 私が言つたのは最高の地位の人は素人がよいと思ふ。働く方は専門家がよからうということではあります。第三十條の警察、第一

節總則の説明を求めます。

○説明員(上原誠一郎君) 第三章第一節は自治體警察全般の規定であります。第四十條は自治體警察を置く市町村の市及び人口五千以上のものを市街的町村と申しております。この市街的町村に警察の責を負はしめておるのであります。市街的町村に認定された場合には全面的にその責を負うわけであります。で、市街的町村の内容であります。これにつきましていろいろ問題があるのをごさいますけれども、いろいろ検討しました結果、都市計画法とか、或いは市街地建築物法とか、市を造ります場合の認定の標準とかいふようなものをいろいろ参酌しまして、一應市街的という言葉を内容に定めまして、それによつて各全國の市町村を當りましてこれを決めてたわけであります。例えば連櫛戸数が全戸数の何割以上であるとか、商業等の市街的な状態を持つておる戸数とかの位であるかといふようなことを参酌したわけでありまして、市の場合におきましては、今までの約半数以上の連櫛戸数、或いは商業の市街的な状態というように要求しております。この警察につきましては、六割とか五割とかいふような大きなものを要しなくても、或る程度連櫛区域が都市的な状態があれば、形体があれば市街的なものと見てよいのじやないかというふうな意見もありまして、結局もう少し下げまして、三分の一、或いはそれ以上くらの連櫛戸数、或いは商業の形体を持つておる都市につきまして、市街的と認定して、その認定の結果市街的町村に対する準備を進めた次第であります。そう

しますと、大体千五百六十位になるのじやないかと思ひますが、まだ具體的に決定していませんので、いづれ決定しましたら、又御説明申上げようと思ひます。それから「その区域内において警察を維持し、法律及び秩序の執行の責に任ずる」といふように書いてありますが、この意味は「警察を維持し」とあります。公安委員会を持つことと警察隊を持つことと両方の意味を含んでおります。警察の機関としまして、公安委員会と縣の警察隊がございまして、その両方を維持管理するといふ意味をこの「警察を維持し」の中に含めております。それから「法律及び秩序の執行の責に任ずる」といふ言葉は若干不備であります。法律の執行と秩序の維持といふような両方面を含んでおります。これは第二條に言う警察の任務の全部であります。第二項はこの第一項に決めた範囲によりまして、これを官報で告示をするという規定であります。尙最近の國勢調査は昭和十年でありまして、大分その以後人口に變動がありまして、最近の國勢調査といふことでは相當問題があると思ひますので、この條文は不備だつたと考えております。今年の十月にやりました國勢調査は臨時國勢調査であります。まだこの國勢調査の結果は正式に発表になつておりませんので、この法律が施行になります場合に、唯

一、このよき最近の國勢調査の人口は結局昭和十年になるわけでありまして、そうしますと、甚だ不備でありますので、この條文はちよつと工合が悪いと思つております。でこの國勢調査或いは人口調査等がはつきりしました場合には、その人口によりまして、人口五

千以上の人口があります町村につきまして、市街的かどうかを認定してそれを政令で指示するわけでありまして、第四十一條はこの市町村警察の任務を挙げたのであります。第四十條の規定と大体ダブつておるような感じがいたしますが、これは具體的に説明したわけでありまして、

第四十二條はその市町村が自治體警察の經費を全部負担するといふ趣旨をいつたのであります。

第四十一條では「市町村警察」といひ、四十二條では「自治體警察」と申しておりますが、これはどちらでも結構なんでありまして、若干これも結構なと思つております。で、自治體警察は當然当該市町村が警察の費用全部を負担するといふふうに考えております。尙これを直ぐ負担させますと非常に困難がありますので、當分の間、從來の通り府縣と國府で負担するといふように、附則で規定をしております。

○委員(吉川末次郎君) 引續き第二節及び第三節の説明を求めます。

○説明員(上原誠一郎君) 第二節は、市町村公安委員会の規定でございます。これは市町村長の所轄の下にこの公安委員会がございまして、その市町村自身の警察の全般の管理に當るのであります。従つてこれは行政官、運管管理両方を一括して担当するわけでありまして、

第四十四條は、この公安委員会の組織、運管、委員の資格等について規定しております。これは第二十一條以下の規定をそのまま準用してあります。第二十一條以下には、國家公安委員会の規定を大分準用いたしました。結局國家公安委員会の規

定或いは國家公務員法の規定をそのまゝ準用して、市町村の公安委員会を作つておるわけであります。但書以下の規定は、念のために書いてあるものでありまして、これも若干ダブつておる点があるものであります。

第三節は、市町村警察、執行機関である警察のことを規定しております。

第四十五條は、警察署の規定でありまして、「市町村は、一又は二以上の警察署を置く。」、現在でも人口十萬、十五萬程度以上の大きな町になりますと、全部二つ以上の警察署がございまして、それをそのまま書いてあるわけでありまして、別にそれを特に「一又は二」と書く必要はなかつたのであります。二以上の警察署を持ちます場合には、そのいづれかを、或いは別に市町村の警察の本部を作るといふふうに第二項に書いてあります。その位置、名称及び管轄区域等につきましては、市町村公安委員会が行政管理としてこれを決定するわけであります。

第四十六條は、市町村の警察の職員、定員等に関する規定でございまして、市町村にも警察署を設けることにします。これが公安委員会の指揮を受けて、その警察が実際の実行に當るわけであります。その外に警察事務に必要な適當な階級の警察吏員を置くわけでありまして、これは國家公安委員会、國家地方警察の方で警視、警部、警部補と規定をいたしました。市町村の方にはそれに倣ひまして、市町村の條例等で規定をして貰ふ趣旨でありまして、特に規定してありませんが、そのような考へであります。第二項に「前項の市町村警察吏員には、第三十

五條第三項の規定を準用する。」といつておりますが、この第三十五條以下の規定は警察官等の規定でありまして、當然であります。この外に私共は第三十五條第二項の規定も準用するのが適當ではないかと考えた次第であります。書かなくても読めるものではないかという意見もありまして、私共はこれを規定しなかつたわけでありまして、この四十六條の三項は、若干難解なことを書いてあります。市町村区域の定員は、その市町村が自分の責任において決めるということを先ず最初にいっております。併しながらこの定員總数は九萬五千を超えてはならないわけでありまして、これは將來この市町村が殖えました場合、或いは人口が殖えました場合に問題なんぞございまして、一應は自分の間は九萬五千名を以て市町村警察の定員總数とするということ規定しております。で、この市町村警察の定員は、最初は政令を以て決めるわけであります。その定員の標準は、人口一萬について警察官何名というふうな標準を政令で定めまして、それによつて市町村が具体的に決めるわけでありまして、その場合に總計が九萬五千を超えないように、或いは縣知事の下に、或いは公安委員会の下に、適當にこれを調整する必要があると思ひます。この政令の標準となりますのは、勿論警察の事務を執行するに必要な階級、必要な数の警察吏員をいうのであります。尚この警察吏員の外に書記とか、雇とか、或いは技術者とかいうような特別な補助者が必要でありまして、これはこの九萬五千の定員外に市町村がそれ／＼決めるわけであります。これに関する基準も政令を以て明

示する筈であります。尚一應最初に政令を以てこの定員の基準を示します。將來市町村の財政が確立しまして、市町村が自由に定員を決めてもよいようなつた場合には、もう一度法律で以てこの定員の配付の基準を変えて、適當な基準を示すことになる筈であります。

第四十七條は警察長の任免の規定であります。これは前の縣の警察長と同様な趣旨で任免するのであります。が、この場合には國家公務員でありませんから、その規定を準用できません。市町村公安委員会がこの國家公務員法の精神に則つてこれを任命し罷免することになるわけであります。

第四十八條は市町村警察長の任務を規定したのであります。公安委員会の承認を得まして、その職員を任命したり或いは罷免したりすること、並びにその職員を指揮監督することを規定しております。

第四十九條は署長の資格の規定と、その指揮監督の問題であります。市町村の警察は相當小さいものが多いだろうという考へから、國家地方警察におきましては警視、警部を以て署長に任命することにしました。市町村におきましては警部補以上を以て任命するといふふうにしたわけであります。この規定は「警部補以上の警察吏員」と申しておりますが、もう少し詳しく申上げますと、警部補程度以上の実力を持った者を以て署長に任命するといふ考へであります。その第二項は當然の規定だと思ひます。

第五十條は職員の任免、給與その他のことについての規定であります。これは先程述べましたように、この職

員は國家公務でございせんので、公務員法の精神に則りまして、市町村で適當に決めるというふうにしたわけであります。尚実はここにもう一つ附け加へにのてあります。市町村の警察の警察吏員は、前の三十六條には標準的な警察訓練の過程を経ない者は警察の勤務に就け得ないことになっております。市町村におきましても或いはその必要があるのではないかと申つておきます。宣誓、教育訓練、礼式及び制服等につきましては、前の例に準じまして市町村規則でこれを定めることにしたのであります。大体この辺は全部都道府縣の警察の例を準用しております。ただ公務員でないという関係で、特に一條起したりして規定しておりますが、精神は同様であります。以上説明を終ります。

○委員長(吉川末次郎君) 引続き第四節特別区に関する特例、第五十三條まで併せて引続き説明して下さい。

○説明員(上原誠一郎君) 東京都につきましては、東京都の中の二十三区は実は東京市的な性格を持つておるものであります。これにつきましては大分／＼な問題があつたのでございまして、結局二十三区の区域だけは聯合して一つの警察を持つた方が治安の維持上便利ではないかという意見に落ち着きまして、第五十項に「特別区に存する区域においては、特別区が連合してその区域内における警察の責に任ずる。」というふうに規定したわけでありまして、この「連合して」と申しますのは、具体的に申しますと、組合といふような形で、一体となつて、従つて各区の性格を喪失して一つの警察組合としてやるというふうな趣旨に考へてお

ります。だからこの條文では若干五十一、五十二、五十三條は矛盾すると思ひますが、その精神は今申しましたように組合的なものを考へておるわけでありまして。

第五十二條はその公安委員会の規定であります。この特別区に都知事の所轄の下に公安委員会を設けるといふふうに書いてありますが、これは組合を作りますれば、當然組合長は別に選任をせられまして、その組合長がその事務をやるのが適當でありますけれども、それをこの規定におきまして特に都知事に指定しておるわけでありまして、従つて都知事が組合長のような資格といふべきか、その性質を持つておるわけでありまして、都知事はこの公安委員会を所轄しまして全般的な管理をするといふふうになるわけでありまして、尙この五十一、五十二、五十三條は、非常に矛盾といふべきか、読みにくい規定でございまして、十分御審議を願ふ必要があると思ひますが、私共の考へとしては、組合的なものとしまして、ただ組合長は都知事にお願ひするといふふうな解釈しておるわけでありまして。

第五十三條はこれを補足する規定であります。今までの市町村の規定を全部準用するといふことを書いたのであります。これは特別区の問題であります。

○委員長(吉川末次郎君) 只今までの説明に對しまして御質疑がありましたらお願いいたします。

○鈴木直人君 四十一條の市町村警察という言葉と四十二條の自治体警察という言葉は、同じような話がありましたが、これをずつと見ますと、第三

章の自治体警察の中から市町村公安委員会を除いた執行機関だけを市町村警察というふうに考えるべきであつて、この内容が非常に違ふのじやないか、自治体警察と市町村警察は同じものでなく、自治体警察の中から公安委員会に関するものを除いたあとの純然たる警察の執行機能だけを指して市町村警察と述べておるのではないかと思ふのですが、いかがでしょうか。即ち市町村警察の中に公安委員会のことは含まないのじやありませんか。

○説明員(上原誠一郎君) この辺は大分実は不満な点がございしますが、今のように市町村警察の中に公安委員会を含まないというふうには私共は考えておりません。兩方とも公安委員会を含む考えであります。特に第四十一條等の市町村は警察ということはこの公安委員会を含んでおるわけでございます。

○前之園喜一郎君 これは私は内務大臣の御答弁を願ひたいので、後でよろしいのですが、四十條であります、この四十條によると、つまり一市町村に五千人以上の市街的なものがなければならぬというふうになるわけでありすが、実際に私に私の縣などにも沢山あるのですが、川を隔てて町が二つあるというような場合、この一つでは五千人にはならないが、この二つを加えると人口が一人近くなるというふうな場合、あるいは飛び地というのがある、飛び地があつて、その飛び地が隣の町村と集團的な關係になつておつて、非常に人口の多いというふうなものがあるわけでありすが、併しこの規定から行くと、そういうものはやはりこの四十條の適用はないわ

けであります、こういうようなものに対して、全國的に相當にあると私は考えるのでありますが、適當な機会に合併あるいは分離というようなことが考えられておるのかどうか。又その地方の陳情その他の要求によつて合併あるいは分離が許されるものであるかどうか。こういうようなことについてお尋ねを申上げたのであります。これは内務大臣の御答弁をお願いしたいのであります、實際的に考えますのと、今までは二三の市町村に警察が一つあつた、今度は一市町村に一つということになるわけで、人口五千以上の場合であります、そういうことになりまると、相隣接して五千人以上の人口を擁する所では、この自治体警察というものはできないことになりまゝので、非常に矛盾があるのではないかという氣持があります。こういう点について適當な機会に御答弁を願ひたいと思ひます。

○委員長(吉川末次郎君) 他に御質疑はありませんか。御質疑がなければ、本日はこれにて散会いたします。明日は本會議がなければ午前十時より會議を続行したいと存じますから、どうぞ御出席を願ひます。

午後三時五十六分散会
出席者は左の通り。

治安及び地方制度委員

委員長

吉川末次郎君

理事

中井 光次君
鈴木 直人君

委員

羽生 三七君
奥 主一郎君
大隅 憲二君

司法委員

委員長

理事

伊藤 修君

委員

鈴木 安孝君
松井 道夫君

齋 武雄君
奥 主一郎君
鬼丸 義齋君

前之園喜一郎君
小川 友三君
松村眞一郎君

政府委員

内務政務次官
長野 長廣君

説明員

内務次官 鈴木 幹雄君
内務事務官 上原誠一郎君
(警保局企
畫課勤務)

昭和二十三年四月八日印刷

昭和二十三年四月九日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局